

18文情運審第2号
平成19年1月17日

文京区長 煙山 力 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 長 内 山 忠 明

答申書

平成19年1月9日付18文企広第553号による平成18年度諮問第1号について、
下記のとおり答申します。

記

諮問事項

- (1) 個人情報保護制度の見直しについて
- (2) 犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて

答 申

1. 個人情報保護制度の見直しについて

文京区個人情報保護条例は第15条の2で第7条本文に掲げる個人情報を電子計算組織に記録することを禁止している。これは、集積、加工、削除、移動（複写・送信）が容易な電子計算組織の有用性の表裏として、改ざん、滅失、漏えい等の不正な取り扱いも容易であること、さらに事故が発生した場合、その発見や被害拡大の防止、原状回復などが困難であることから、第7条本文に掲げる基本的人権を直接侵害するおそれのある情報については、特に保護する必要があるものとして例外的取扱いを設けず、電子計算組織に記録することを禁止したものと考えられる。

当該禁止規定は、昭和52年に施行された旧文京区電子計算組織の運用に関する条例（以下「電算条例」という。）から実施機関において定められている。電子計算組織の社会的、技術的有り様は電算条例施行当時と一変しているが、電子計算組織の有用性がはらむ危険性は当時と同様か、むしろ技術が進歩し、広く社会に電子計算機の利用が普及している現在においてこそ、より一層切実な問題として実施機関が認識すべき課題であると思われる。しかし、他方で情報管理技術が著しく進歩し、またリスクを管理する知見も蓄積されてきている。こうした新たな状況を踏まえて、電子計算組織の有用性と安全性を享受できる、現在におけるもっとも適切な

あり方を考えなければならない。例えば、電子計算組織を利用することで厳重な管理と効率的な事務処理を図ることができ、より安全な場合もある。情報の頻繁な更新や転記を必要とする事務の場合は、手作業ではむしろ誤記、紛失などの事故のリスクが高まる場合も考えられるからである。

そこで、こうした点を踏まえて現行の禁止制度の意義を検討すると、電子計算組織を利用することの有用性と安全性を個人情報取扱事務の案件ごとに慎重に吟味した上で、それを利用できる場合を認めるのが、むしろ個人情報保護制度として適当な場合もあると考える。しかし、この場合における個人情報は、条例第7条によって例外的に収集を認められた秘匿性の高いものであることから、特に慎重な手続によってこれを認めるべきである。

そこで当審議会は、条例第7条本文に掲げる個人情報を電子計算組織に記録してはならないとする制度を原則として維持すべきこと、そして、例外的取り扱いとして、法律、条例に定めのある場合のほか、個人情報の取扱いの安全性、透明性を確保するため、事前に当審議会の意見を聴いて記録することができるとするのが適当であるとする。なお、その場合、個人情報保護のための十分なセキュリティ対策を講ずる必要があることは当然である。

2. 犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて

上記1.のとおり、当審議会は条例第7条本文に掲げる個人情報を電子計算組織に記録することについて、一定の場合にこれを認めるのが適当であるとの考えを示した。そこで、本件犯罪に関する個人情報の取扱いについて、具体的に検討する。

実施機関が犯歴事務で保有する個人情報は数千件に上り、これを手作業で処理するのは事務の正確性の確保や事故予防等の面において問題のあること、また戸籍事務が電算化された後に犯歴事務だけ手作業で処理することとすると、戸籍事務との調整など管理が煩雑となることなど、犯歴事務を従来どおり手作業とすることは、事務が非効率となるだけでなく個人情報の取り扱いとしてもかえって安全性を欠く結果となることが認められる。

したがって、犯歴事務については、個人情報保護の観点からシステム運用の安全性を十分に確保したうえで、現行制度における弊害を除去するため、電子計算組織を利用することが相当であるとする。

ただし、犯歴は極めて秘匿性の高い個人情報であることから、犯歴管理システムを導入するに当たっては、これを操作することのできる者の数を必要最小限に限定すること、その他必要とされる人的、物理的、技術的安全対策を施すとともに、常にその有効性をチェックするなど、高度なセキュリティレベルの維持を図り、慎重な運用を行う必要があることを付言する。